皇室事項

御祝電

天皇陛下は、二月十日イラン国の国祭日につき、同月八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十二条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十五年二月十三日

金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第三十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成24年12月11日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
北海道知事(1)石第03054号	社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会
富山県知事(1)第00680号	朝日ファイナンス
沖縄県知事(1)第04203号	アイルプラン

平成24年12月11日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
大分県知事(10)第00135号	雄一商事相互株式会社
山口県知事(4)第01465号	有限会社アトム・コミュニケーションズ
東京都知事(6)第16492号	株式会社マルイ
鹿児島県知事(3)第01490号	株式会社天空

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成24年12月17日	東京都知事(3)第30152号	コメルツ・ジャパン・リアルエステート・ファイナンス株式会社（ユーロハイポ・ジャパン株式会社）

平成25年１月22日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
北海道知事(9)上第00226号	山口質店
愛知県知事(3)第04080号	ミズノリース
香川県知事(4)第00543号	有限会社ミリオン

平成25年１月22日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(2)第30489号	株式会社ＡＳＫ
北海道知事(4)石第02372号	東邦ファンド

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

二月八日（金）

○国会提出案件（抜粋）

一、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告（平成二十四年）について（決定）（法務省・警察庁・厚生労働・国土交通省）

公告

諸事項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成25年２月13日　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律６条１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成25年第１号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成25年２月13日

3　支給対象犯罪行為の範囲

(1)　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成22年３月頃から平成22年９月頃までの間

(2)　支給対象犯罪行為の内容

被告人野村亮太らにより行われていた、競馬情報提供業者（検察官が既に把握している業者について後記４(1)参照）を装って被害者らに電話をかけ、確実に的中する競馬の八百長レースの勝馬情報を提供できる旨うそを言い、同情報料の名目で、被害者から指定口座に振込入金を受ける行為（主な犯行態様について後記４(2)参照）

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項

(1)　検察官が既に把握している業者名（五十音順）

株式会社勝栄、株式会社パーフェクトプラン

(2)　検察官が既に把握している主な電話番号（番号順）

03―5962―5598、03―6275―6063、080―1105―1262、080―2161―0945

(3)　主な犯行態様

ア　電話でのやりとりが多い。

イ　「勝栄」又は「パーフェクトプラン」の会員登録をした者に対し、八百長レースが存在し、特別会員になれば八百長レースの勝馬情報を得て大金を儲けることができる旨うそを言い、特別会員になるよう勧誘する。

ウ　審査に通り特別会員になったとして、八百長レースの勝馬情報料の名目で金員を要求し、指定口座へ振り込ませる。

(4)　検察官が既に把握している振込先口座（五十音順・数字は普通預金口座番号）

株式会社三井住友銀行五反田支店　株式会社パーフェクトプラン名義　8319573

株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行阿佐ヶ谷支店　株式会社勝栄名義　0056856

5　開始決定の時における給付資金の額　金150万2480円

6　支給申請期間　平成25年２月13日から同年４月12日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1)　裁判所名　東京高等裁判所

(2)　裁判年月日　平成24年９月25日

(3)　確定年月日　平成24年10月10日

(4)　被告人の氏名　野村　亮太

(5)　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、「株式会社パーフェクトプラン」及び「株式会社勝栄」と称する競馬情報を提供する業者を装い、競馬の勝馬情報料の名目で現金を騙し取っていたものであるが、その詐取金を架空会社名義の口座に振込入金させて、犯罪収益の取得につき事実を仮装しようと考え、共犯者らと共謀の上